鬼塚洋徳税理士事務所 報酬料金規定1

(月次顧問契約)

※消費税別

※当事務所指定のシステム(freee会計及びfreee人事労務)利用契約を前提(利用料は別途)

※年商基準 給料支給人数基準及びオプション(月額加算)とも 決算ごとに更新

令和7年8月現在

区分	月額顧問料(科	左記(基本契約)			
	 年	 準	給料支給人数基準	に含まれる業務	
個人事業者	新規開業(事業承継等を除く) 年商(売上 収入金額)1,000万円以下 ※消費税免税事業者に限ります	10,000円		・決算業務(記帳代行の場合は別途決算報酬が必要)	
	年商5,000万円以下	20,000円		・契約期間中に申告(申請)期限が到来する各税務書類の作成及び提出 【申告所得税】	
	年商5,000万円超	30,000円		(中日) (中日) (中日) (中日) (中日) (中日) (中日) (中日)	
	年商1億円超 (5,000万円ごとにご相談)	50,000円~		【法注调查口司表】 【給与支払報告書】 【償却資産申告書】 【源泉所得税】	
法人	新規開業(法人成り等を除く) 年商(売上 収入金額)1,000万円以下 ※消費税免税事業者に限ります	20,000円	給料支給人数 1 人あたり 月額500円	年末調整税務(会計)相談	
	年商5,000万円以下	30,000円		•記帳指導	
	年商5,000万円超	40,000円		・ご希望による不定期訪問・税務調査立会	
	年商1億円超 (1億円ごとにご相談)	60,000円~		・電話やChatwork(チャット 音声 ビデオ通話)のほか 画面共	
	年商5億円超 (1億円ごとにご相談)	100,000円~		有や遠隔操作によるサポートを 含む	
共通オプション	毎月(年12回)指定日定期訪問監査	50,000円~	・ 毎月(隔月)第●○曜日などの定期訪問監査		
	隔月(年 6回)指定日定期訪問監査	30,000円~	- 安乃(附方)为▼○唯口は○のた規引回面目		
	継続的な経営革新等支援機関業務	業務内容に より見積	・「事業承継税制」や「各種経営(導入)計画」など の支援業務内容により 年商基準×100%〜を月額加算		
	記帳代行業務(別途 決算報酬)	業務内容に より見積	年商基準×100%~を月額加算別途 決算報酬(月次報酬合計×3~6月分)		
	給与明細作成代行業務	業務内容に より見積	・業務内容により 給与明細1人あたり2,000円~を月 額加算		

【参考】

- ・個人事業者に土地 建物の譲渡など臨時的な所得があった場合は「報酬料金規定2」の該当項目を申告月等に加算
- ・複数事業 部門管理 複数店舗(支店等)はご相談

【各種代行業務がない場合の月次顧問契約報酬料金例】

【個人事業者】

【法人】

1					
【例1】	【例2】	【例3】	【例4】	【例5】	【例6】
売上600万円 消費税免税事業者 給料支給なし	売上2000万円 給料支給1名	売上7000万円 給料支給7名	売上800万円 消費税免税事業者 給料支給1名	売上4000万円 給料支給5名	売上7000万円 給料支給3名
月額10,000円	月額20,500円	月額33,500円	月額20,500円	月額32,500円	月額41,500円
年額120,000円	年額246,000円	年額402,000円	年額246,000円	年額390,000円	年額498,000円

鬼塚洋徳税理士事務所

鬼塚洋徳税理士事務所 報酬料金規定2

(顧問契約が無い方 所得税 贈与税 相続税)

※消費税別

※本規定による所得税 消費税 贈与税の確定申告のご依頼は年内(12月まで)の受付

※業務内容や各種実情等を考慮しご相談のうえ決定(見積) 令和7年8月現在				
	基本報酬	20,000円		
	税務調査立会	基準報酬額 100,000円〜 (ご相談)	以降の顧問契約を前提 としたご依頼に対応	
	個人のみ対応(法人は雇	頁問契約「報酬料金規定 ?	1」となります)	
所	事業 不動産(事業的規模) 雑所得 (営業 農業 アパート 太陽光発電など)	報酬料金規定1(顧問契約あり) で計算した月額×12 ※消費税の確定申告書の作成 提出を含む	以降の顧問契約を前提 としたご依頼に対応	
	所	得加加	算	
	不動産所得(業務的規模5棟10室未満)	30,000円~		
	雑所得(事業所得に至らないもの)	30,000円~		
	利子 配当 給与 雑(公的年金 その他) 一時 退職 の各所得 各支払先当たり	10,000円		
得	総合譲渡(土地 建物以外)所得	30,000円~	顧問契約に限らず対応	
	山林所得	譲渡価額のおおむね 1.0% (50,000円〜)	権用の状治 (になり 9 以) (の)	
	分離譲渡(土地 建物)所得			
	分離譲渡 雑等(金融取引)所得			
	分離譲渡(土地 建物)特例適用案件	上記報酬料金に100%~加算		
TM	控	除加加	算	
税	雑損控除	10,000円		
	医療費控除	10,000円	顧問契約に限らず対応	
	住宅借入金等特別控除 (居住開始年分のみ)	10,000円		
源泉	年末調整 給与支給人員1名あたり	10,000円		
所得税	給与支払報告書(1市町村あたり)	30,000円	以降の顧問契約を前提 としたご依頼に対応	
	法定調書合計表			
	贈与税	顧問契約に限らず対応 財産価額(特例適用前)のおおむね1.0% (50,000円~)		
相 稿 ···································		顧問契約に限らず対応 財産価額(特例適用前)のお		
		(500,000円〜) ※相続開始後6箇月以内のお申し込みに限り対応		

【申告書作成(顧問契約なし) の報酬料金例】

【例1】 サラリーマンの住宅ローン控除

基本報酬 20,000円 給与所得 10,000円 10,000円 住宅借入金控除 合計 40,000円

【例2】 サラリーマンが先祖代々の土地 (800万円) を譲渡

基本報酬	20,000円
給与所得	10,000円
分離讓渡所得	80,000円
合計	110,000円

鬼塚洋徳税理士事務所